

住宅用火災警報器を

設置しましょう

住宅火災の死者数の7割が逃げ遅れによるものです。

このことから平成23年5月31日までにすべての住宅に住宅用火災警報器を設置することが義務付けられました。設置するのは寝室で、2階や3階に寝室がある場合は階段にも煙感知器を設置してください。

また、購入の際、日本消防検定協会の鑑定マーク「NSマーク」の付いているものをお勧めします。



悪質な訪問販売に注意しましょう

住宅用火災警報器の設置義務に伴い、高額な値段で販売するなどの悪質な訪問販売による被害が発生していますので十分注意しましょう。

消防署が一般家庭に住宅用火災警報器を訪問販売することはありません。設備業者などによる点検の義務はありません。

詳しくは消防署までお問い合わせください。

防火標語の募集



応募資格 光地区消防組合の管轄区域（光市、田布施町、周南市、熊毛地域）に居住する65歳以上の人

課題 住宅火災（特に住宅用火災警報器）に関するものや放火火災の防止に関するもの／火災が起こった際、火がつきにくく、燃え広がらない防災エプロンの普及に関するもの／その他火災予防に関するもの（山火事予防に関するものは除く）

応募方法 1人1点を官製ハガキに標語、郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、電話番号を記入し、提出してください。

提出先 光地区消防本部予防課
〒743-0011 光市光井6丁目16-1

締め切り 10月3日（金）

その他 入賞発表は平成21年2月中旬予定

問合せ 光地区消防本部予防課

☎0833(74)5602

10月26日（日）は

光市長選挙、光市議会議員一般選挙

立候補手続き等の説明会は8月28日（木）です

任期満了に伴う光市長選挙は10月19日（日）に告示され、10月26日（日）に投票となります。

また、光市議会議員一般選挙（定数22人）も光市長選挙と同日投票となります。

この選挙は、私たち光市民にとってもっとも身近な選挙であり、これからのまちづくりを進める上で重要な役割を果たしています。

「贈らない 求めない 受け取らない」の三ない運動を実践し、明るく正しい選挙を行いましょ。

投票できる人

昭和63年10月27日までに生まれた人で、7月18日までに光市に住民登録し、引き続き居住している人

詳しくは、市広報10月10日号でお知らせします。

問合せ 選挙管理委員会事務局

☎0833(72)1400



立候補手続き等の説明会

日時 8月28日（木）

・市長選挙立候補予定者 10時30分

・市議会議員一般選挙 立候補予定者 13時30分

場所 市役所 3階大会議室
立候補手続きなどの説明を行います。関係者はご出席ください。必要書類は当日会場で渡します。

問合せ 選挙管理委員会事務局

☎0833(72)1400